

平成24年度税制改正の その他重点事項について

平成23年10月28日

経済産業副大臣 牧野 聖修

再生可能エネルギーの普及・拡大のための税制措置

① 再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するための特別償却・固定資産税減免の拡充（所得税・法人税・固定資産税）

- 再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、「グリーン投資減税」について再生可能エネルギー発電設備に限り、現行の特別償却(30%)を、初年度即時償却(取得価額の全額(100%))ができることとし(2年間)、固定資産税の免除と合わせ、設備の導入及び保有時における設置者の経済的負担を軽減する。

※ なお、第177回国会にて成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の附帯決議において、「再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、税制上の措置等を速やかに検討すること」が明記されている。

現行制度

【所得税・法人税 創設年度:平成23年度】

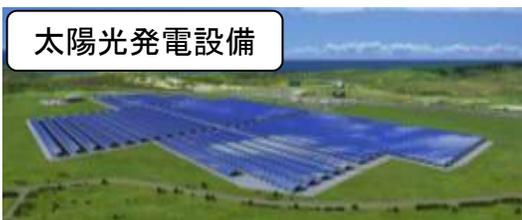
- エネルギー起源CO₂排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等を取得した場合の30%特別償却又は法人税額(所得税額)の7%税額控除(中小企業のみ)(グリーン投資減税)

【固定資産税 創設年度:平成21年度】

- 政府の補助(民間事業者向けの「新エネルギー等事業者支援対策事業」)を受けて取得された太陽光発電設備について、固定資産税の課税標準額を最初の3年間2/3に軽減

(再生可能エネルギー発電設備)

太陽光発電設備



風力発電設備



要望内容

- 再生可能エネルギー発電設備について、
 - ① 30%特別償却(グリーン投資減税)を深掘りし、初年度即時償却を認める(2年間)。
 - ② 固定資産税の免除(最初の3年間)を図る(2年間)。

再生可能エネルギーの普及・拡大のための税制措置

② 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行に伴う特例措置（事業税）

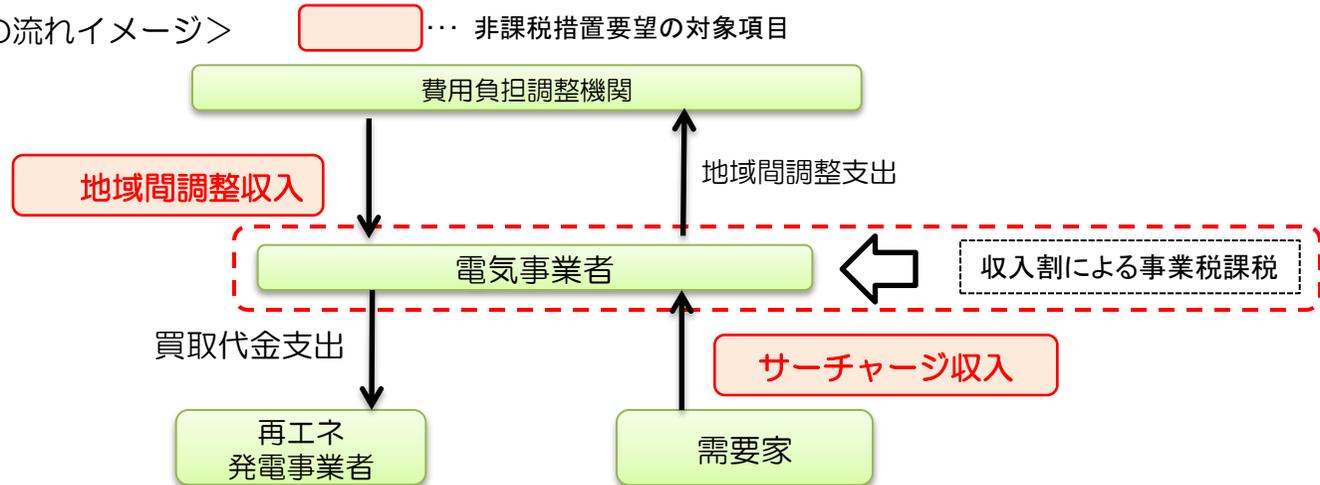
○ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入に際し、国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に導入効果を高めるため、税制上適切な措置を講ずる。

現行制度

○ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の金銭の流れについては、次のとおり。

- ① 再生可能エネルギー発電事業者から、電気事業者が一定の価格で発電された電気を購入すること
- ② ①の購入に要する費用は、全ての電気の需要家が、電気料金に上乗せする方式で公平に負担すること
- ③ 電気の需要家からは、全国一律の単価で回収することから、各電気事業者が①の購入に要する費用と、②によって電気の需要家から回収する額に差額が生じるため、地域間調整を行うこと

<買取制度における資金の流れイメージ>



要望内容

○ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の下で、上記②で電気事業者が徴収する再生可能エネルギー電気サーチャージの収入金と、上記③の地域間調整において各電気事業者が受領する調整のための金銭収入については、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の趣旨にかんがみ、国民負担の増加要因とならないよう、これらの収入について、事業税（収入割）の課税対象外とする等、所要の措置を講ずる。

海外投資等損失準備金制度 (法人税・法人住民税)

- 中国のレアアース輸出制限や大震災後の火力発電用燃料需要の増加など、我が国の資源確保を巡る厳しい状況のなか、資源の安定供給を確保するため、海外投資等損失準備金制度による我が国企業の自主開発の推進が必要。

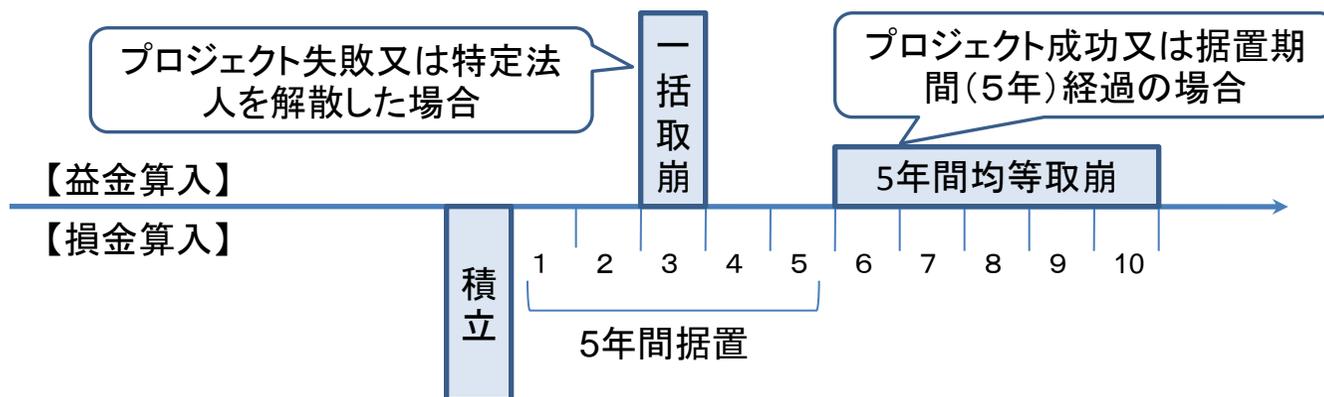
現行制度 【創設年度:昭和39年度、適用期限:平成23年度末】

海外で行う資源の探鉱・開発事業に対する投資等について、事業失敗等による損失に備えるために、投資等を行った内国法人に一定割合(※)の準備金の積立てを認め、これを損金に算入することを認める制度

※一定割合=出資額の90%(探鉱法人)又は出資額の30%(開発法人)

【対象】石油、天然ガス、金属鉱物

【準備金の積立てと取崩し】
積み立てられた準備金は、プロジェクトが失敗した場合等には一括取崩しとなり、失敗が生じずに5年間経過した場合は、5年間に渡って均等取崩し。



要望内容

- 適用期限を2年間延長する。

中小企業投資促進税制 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 中小企業者等が一定の設備投資やIT投資等を行った場合に、税額控除(7%)又は特別償却(30%)の選択適用を認めるもの。
- 機械・装置全般など幅広い設備を対象とし、ほぼ全ての業種で利用できることが特徴。

現行制度

【創設年度:平成10年度、適用期限:平成23年度末】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金1億円以下の法人 ・農業協同組合等 ・従業員数1,000人以下の個人の事業所得者 	※青色申告者であることが必要。
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業、建設業 (→法定事業) ・農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業 (→政令指定事業) ・小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貨渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業、サービス業(物品賃貸業及び娯楽業(映画業を除く)を除く) (→省令指定事業) 	※風営法2条5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除く。
対象設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置のすべて【1台・1式で160万円以上】 ・一定の器具及び備品(電子計算機、デジタル複合機)【年合計で120万円以上】 ・一定のソフトウェア【年合計で70万円以上】 ・普通貨物自動車(車両総重量3.5t以上) ・内航船舶(取得価額の75%が対象) 	※【 】内の金額は最低取得価額の要件。 ※中古資産は対象外。
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価額の30%特別償却又は7%税額控除の選択適用 (税額控除については、当該事業年度の税額の20%を上限。特別償却不足額、超過税額控除額は、翌事業年度への繰越しが可能。) 	※資本金3千万円超の法人は税額控除の適用対象外。
適用期限	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年6月1日から平成24年3月31日までの期間内に、取得又は製作し、事業の用に供するもの 	

要望内容

- 試験機器等の対象設備を追加した上で、適用期限を2年間延長する。

【試験機器の例】



非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し(相続税・贈与税)

- 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度(事業承継税制)とは、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される特例制度。
- 本税制により、中小企業の事業の継続・発展を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を図る。

現行制度

【創設年度:平成21年度、適用期限:恒久措置】

相続税の納税猶予制度

- 納税猶予額は、後継者が納付すべき相続税のうち、株式等(※)に係る課税価額の80%に対応する額。

※相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

贈与税の納税猶予制度

- 納税猶予額は、後継者が納付すべき贈与税のうち、株式等(※)に係る課税価額の全額に対応する額。

※贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

- 後継者が死亡した場合等の一定の場合において、猶予税額の納税は免除。

- 相続税・贈与税の申告期限から5年間は、以下のような要件を満たして事業を継続することが必要。

- ① 後継者が代表者を継続
- ② 雇用の8割以上を維持
- ③ 対象株式の継続保有
- ④ 上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社等に該当しないこと 等

要望内容

- 平成23年度税制改正大綱を踏まえ、事業承継税制の活用を促進するため、適用要件の緩和を図るなどの所要の見直しを行う。

(参考)平成23年税制改正大綱(抄)

9. 検討事項

(6)非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度については、その適用の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく認定等の運用状況や政策目的等を踏まえ、同制度の活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について引き続き検討を行います。

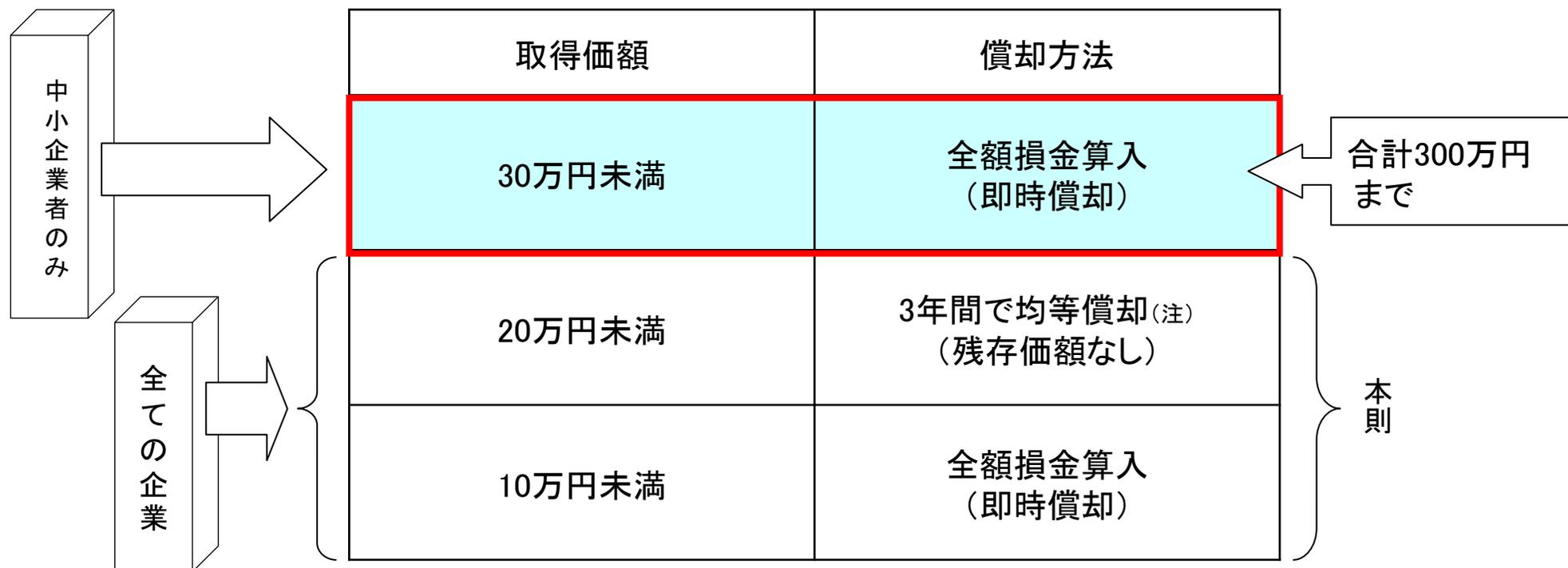
中小企業者等の少額減価償却資産に係る特例措置

①. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める制度。
- 本制度により、中小企業者における、①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、②パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図る。

現行制度

【創設年度:平成15年度、適用期限:平成23年度末】



(注)20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

要望内容

- 適用期限を2年間延長する。

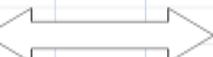
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

②. 少額特例により取得した少額資産の固定資産税免除 (固定資産税)

- 法人税及び所得税においては、中小企業等の30万円未満の少額減価償却資産は、企業の事務負担に配慮して、即時損金算入が認められている。
- 固定資産税においても、一定の少額償却資産については課税客体から除外されるが、法人税及び所得税の少額減価償却資産の範囲とは異なるため、事業者の納税事務に混乱が生じている。
- 中小企業では、長引く景気低迷を受け、人件費削減等により経理人員が減少し、償却資産の管理や納税等の事務負担が相対的に重くなっているため、固定資産税の課税客体から免除される少額償却資産の範囲を、法人税及び所得税の少額減価償却資産の特例の範囲に合わせることで、その事務負担を軽減させ、経営基盤の強化を図ることが必要。

現行制度

○所得税における少額減価償却資産の損金算入			○固定資産税における少額償却資産の取扱い		
少額減価償却資産の損金算入 損金算入限度額	適用時期		課税客体から除外される少額償却資産 少額償却資産の上限額	備考	
昭和22年	1,000円	S22.4.1以後 終了する事業年度	昭和25年	1,000円	固定資産税の創設
昭和26年	10,000円	S26.4.1以後 終了する事業年度	昭和26年	10,000円	昭和25年～平成10年までは、通達により、課税客体から除外する少額償却資産を規定。
昭和39年	30,000円	S39.4.1以後 終了する事業年度	昭和39年	30,000円	
昭和45年	50,000円	S45.4.1以後 開始する事業年度	昭和45年	50,000円	平成11年、地方税法上に課税客体から除外する少額償却資産を規定。
昭和49年	100,000円	S49.4.1以後 開始する事業年度	昭和49年	100,000円	
平成元年	200,000円	H01.4.1以後 開始する事業年度	平成元年	200,000円	
平成10年	100,000円	H10.4.1以後 開始する事業年度	平成10年	200,000円	
(200,000円未満) 「一括償却資産の損金算入制度」 20万円未満の同資産を一括して、 3年均等償却することが選択可。				10万円以上20万円未満の償却資産については、法人税・所得税において「一括償却資産の損金算入制度」の対象とされたもの	
平成15年	100,000円		平成15年	200,000円	10万円以上20万円未満の償却資産については、法人税・所得税において「一括償却資産の損金算入制度」の対象とされたもの
(200,000円未満) 「一括償却資産の損金算入制度」 20万円未満の同資産を一括して、 9年均等償却することが選択可。					
中小企業者等に対して 300,000円		H15.4.1～H23.3.31			



取扱いが同じ



取扱いが異なる

要望内容

- 「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」を利用して取得した30万円未満の少額償却資産について、固定資産税の課税客体から除外する(2年間)。

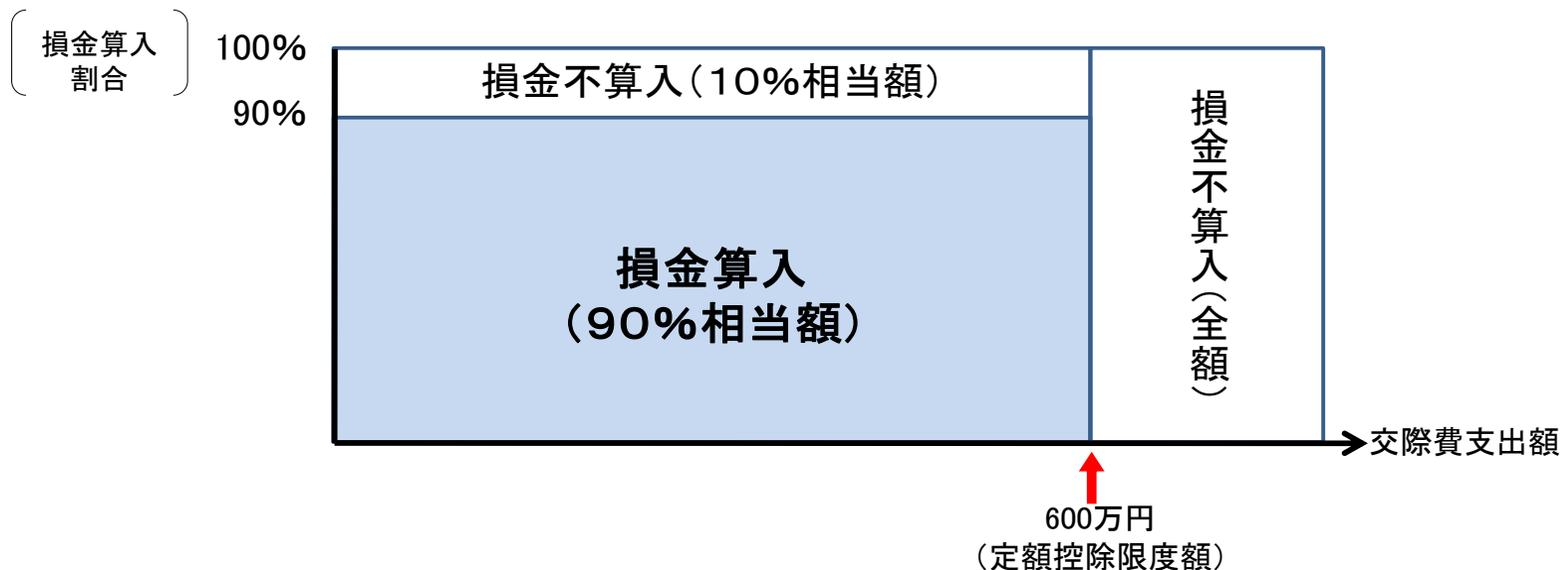
交際費等の課税の特例(中小法人における損金算入の特例)

(法人税・法人住民税・事業税)

- 法人が支出した交際費は租税特別措置により、原則として損金不算入とされているが、中小企業については、特例として一定額の損金算入が認められている。

現行制度

【創設年度:昭和29年度、適用期限:平成23年度末】



中小企業(資本金1億円以下の法人)においては、**定額控除限度額(600万円※)まで、交際費支出の90%相当額について損金算入が可能。**

※経済危機対策(平成21年4月)における税制措置として、定額控除限度額は、400万円から600万円へ引き上げられた。

(注1) 交際費の範囲から1人あたり5,000円以下の一定の飲食費等は除外(中小企業、大企業の区別なく適用)。

(注2) 資本金1億円超の法人が支出した交際費については、その全額が損金不算入。

(注3) 個人事業主については、法人の場合のような交際費支出の損金算入を制限する措置は無い。

要望内容

- 適用期限を2年間延長する。